

# A 自然環境

## A-1 面積

**A-1-1 総面積 A-1-2 可住地面積 A-1-3 林野面積 A-1-4 人口集中地区面積**

**A-1-5 市街化区域面積**

**A-1-6 用途地域面積：住居専用・住居地域面積（#住居専用地域面積，#住居地域面積）**

商業・近隣商業地域面積（#商業地域面積，#近隣商業地域面積）

工業・準工業地域面積（#工業地域面積，#準工業地域面積），工業専用地域面積

資料元 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」 農林水産省「農林業センサス」 総務省統計局「国勢調査報告」 茨城県土木部「県土木概要」 茨城県都市計画課資料

### 資料元について

●**全国都道府県市区町村面積調**……国土地理院発行の2万5千分の1地形図を基準として、その上で、満潮界を境とした陸地面積を測定し、1年間の市区町村の境界変更、埋立地、干拓地などの増減面積を加減して毎年10月1日現在の市区町村別及び都道府県別の面積を定めている。

●**農林業センサス**……農林業、農山村の現状と動向を明らかにすることを目的に、農家や林家など農林業を営むすべての世帯・法人を対象に5年ごとに行われる調査で、農業労働及び林業労働、経営の態様、農山村地域における土地の利用状況等についての調査である。本書に掲載した直近の調査結果は、平成22年2月1日現在のものである。

●**国勢調査**……国に常住するすべての者を対象として、5年ごとに行われる人口調査で年齢・性別・配偶関係・国籍・労働力状態・従業上の地位・産業・職業・世帯の種類・住宅・従業地・通学地などについての調査である。

### A-1-1 総面積

総面積には、湖沼の面積も含む。また、次の市町村の面積は、総務省統計局が推定により算出したものである。水戸市（旧内原町分）・茨城町

### A-1-2 可住地面積

可住地面積は、総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いたものとして計算した。主要湖沼とは、面積1平方キロメートル以上の人造湖以外の湖沼をいう。

### A-1-3 林野面積

林野面積とは、農林業センサスにいう「森林面積」と「森林以外の草生地（野草地）面積」の合計である。これらの面積は、属地主義、すなわち土地の所在地に属する市町村別に計上されている。「森林面積」とは、森林法で規定されている森林で、林木の集団的に生育している土地及び集団的な育成に供せられる土地として森林計画で森林とした土地の現況面積をいう。保安林その他の制限林は含まれているが、民有林における更新困難地、国有林における除地、固定施設利用地は含まれていない。また、森林内の崩壊地、岩石地などは除外して計算されている。「森林以外の草生地（野草地）面積」とは、森林以外で野草が草生している土地の面積をいう。牧草地、未空地、自衛隊の演習用地なども草生していればここに含まれるが、河川敷、畦畔（田畠のあぜ道）、堰堤、道路敷、ゴルフ場などの施設用地は草生していてもここには含まれない。

### A-1-4 人口集中地区面積

人口集中地区的定義に該当する地域を国勢調査の結果に基づいて線引きし、その面積を、国土交通省国土地理院の5万分の1地形図上で測定したものである。

なお、人口集中地区とは、次の基準に該当する地域をいう。

①国勢調査の調査区を基礎単位地域としていること。

②市区町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上）が隣接していること。

③それらの地域の人口が5,000人以上を有すること。

また、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

### A-1-5 市街化区域面積

都市計画法では、都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域を定め、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることとしている。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、市街化調整区域は市街化を抑制する区域である。都市計画における線引き制度は、昭和43年の都市計画法の成立後、昭和45年から線引き決定が順次行われてきた。同法の規定による見直し作業は、おおむね5年毎に都道府県知事が、人口規模、産業分類別の人口規模、市街化の面積、土地利用、交

通量などを調査し、必要に応じて行うことになっている。

#### A-1-6 用途地域面積

市街地には、多種多様な建物が何ら法の規制がなく建築されると各用途間に悪影響を及ぼすことになる。そこで、市街地を住居地域、商業地域、工業地域等に分けて、異なった性格の建築物相互間に悪影響が及ぶのを防止する目的で考えられたのが用途地域の制度である。用途地域内の建築物制限の仕方には2種類あり、1つは当該地域に建築することができる用途を定める方法で、いま1つは当該地域に建築してはならないものを定める方法である。

都市計画法では、従来用途地域として8種類を定めていたが、平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正により用途地域面積の種類が以下の12種類に変更になった。

- |                    |               |               |
|--------------------|---------------|---------------|
| (1) 第1種低層住居専用地域面積  | (5) 第1種住居地域面積 | (9) 商業地域面積    |
| (2) 第2種低層住居専用地域面積  | (6) 第2種住居地域面積 | (10) 準工業地域面積  |
| (3) 第1種中高層住居専用地域面積 | (7) 準住居地域面積   | (11) 工業地域面積   |
| (4) 第2種中高層住居専用地域面積 | (8) 近隣商業地域面積  | (12) 工業専用地域面積 |

#### ○住居専用地域面積

本書では、以下①～④の計を住居専用地域面積として掲載している。

①第1種低層住居専用地域面積…低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められた地域をいう。

②第2種低層住居専用地域面積…主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められた地域をいう。小規模な店舗の立地は認められる。

③第1種中高層住居専用地域面積…中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められた地域をいう。

④第2種中高層住居専用地域面積…主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められた地域をいう。一定の利便施設の立地は認められる。

#### ○住居地域面積

本書では、以下⑤～⑦の計を住居地域面積として掲載している。

⑤第1種住居地域面積…住居の環境を保護するため定められた地域をいう。大規模な店舗等の立地は制限される。

⑥第2種住居地域面積…主として住居の環境を保護するため定められた地域をいう。大規模な店舗等の立地は認められる。

⑦準住居地域面積…道路の沿道としての地域特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するために定められた地域をいう。

#### ○近隣商業地域面積

近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業、その他の業務の利便を増進するため定められた地域をいう。この地域で禁止される建築物としては、劇場・映画館・キャバレー等の風俗営業及び個室付浴場等の娯楽・歓楽施設の他、次の商業地域で禁止されている工場等が掲げられる。

#### ○商業地域面積

主として商業、その他の業務の利便を増進するため定められた地域である。この地域で禁止されている建築物としては、悪臭等のおそれのある業種の工場、原動機を使用する工場で作業場の床面積が150m<sup>2</sup>以上のもの（日刊新聞印刷所及び作業場床面積300m<sup>2</sup>以下の自動車修理工場は除く）等のほか、次の準工業地域で禁止されている工場等が掲げられる。

#### ○準工業地域面積

主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定められた地域をいう。この地域は、住宅、商店、工場等が混在しているため、建築基準法では環境の悪化をもたらすおそれのある業種の工場の建築のみが禁止されている。

#### ○工業地域面積

主として工業の利便を増進するため定められた地域をいう。公害を避けるべき施設（学校、病院）、多くの者が集まる歓楽娯楽施設（キャバレー、映画館など）等が禁止され、工業生産活動に専念させようとする地域である。

#### ○工業専用地域面積

工業の利便を増進するため定められた地域である。この地域では、工業地域で禁止されているもののほか、住宅、共同住宅、図書館、マージャン店、ボーリング場等も禁止され、専ら工業生産活動のための施設を集中させようとする地域である。

以上各地域とも、建築基準法により建築できる建築物に制限があるが、公益上やむを得ないものなどは例外的に許可されることになっている。

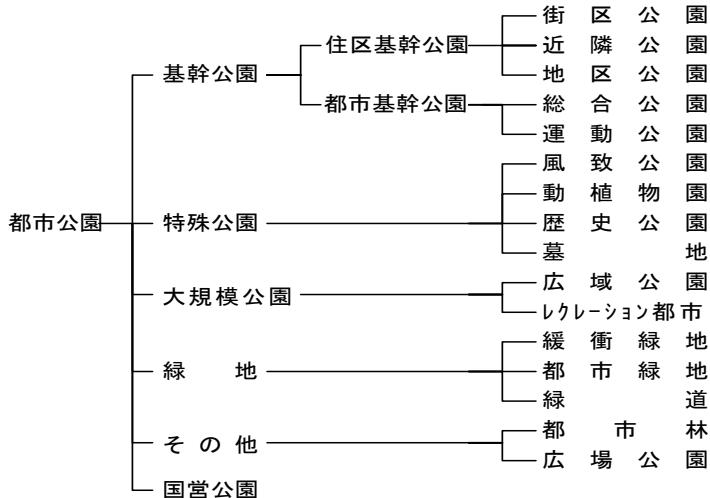
## A-2公園

### A-2-1都市公園面積 A-2-2都市公園数

資料元 茨城県公園街路課「いばらきの都市公園」

#### A-2-1 都市公園面積, A-2-2 都市公園数

都市計画区域内において、国・県・市町村が設置し供用しているものである。ただし、年度末現在工事が完了し開設予定のものも含む。また、面積は各年度末の供用面積である。ただし、毎年度末現在に工事が完了し、開設予定のものの面積も含まれる。本書では、都市計画決定区域外に各市町村独自に設置している公園も含めた公園街路課のデータを使用しており、箇所数及び面積は以下の各公園と緑地の計数の合計である。



ただし、箇所数に関しては、ある公園が複数の市町村にまたがっている場合においては、当該市町村のうち最も占有面積の大きい市町村に計上している。

## B 人 口 · 世 帯

### B-1 人口総数

#### B-1-1人口総数（10月1日現在） B-1-2人口総数（4月1日現在） B-1-3住民基本台帳人口 B-1-4日本人人口 B-1-5外国人登録者数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」 茨城県国際課資料 茨城県厚生総務課「茨城県人口動態統計」

資料元について

●国勢調査……国に常住するすべての者を対象として、5年ごとに行われる人口調査で、年齢・性別・配偶関係・国籍・労働力状態・従業上の地位・産業・職業・世帯の種類・住宅・従業地・通学地などについての調査である。(A-1記載内容再掲)

●常住人口調査……国勢調査による人口を基礎として、これに毎月の住民基本台帳法及び外国人登録法に基づき届け出された出生、死亡、転入、転出の数を加減して、毎月1日現在で推計している。したがって、住民基本台帳による人口とは若干異なる。

本書に掲載したデータのうち、国勢調査年（平成12年、平成17年、平成22年）はその結果を、その他の年次は常住人口調査の推計人口を用いた。

#### B-1-1 人口総数（10月1日現在）

平成17年10月1日及び平成22年10月1日現在の人口総数の数値は国勢調査の数値である。国勢調査でいう人口総数は、本邦（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び東経131度52分30秒北緯37度15分にある竹島を除く）内に住居を有するすべての者としている。ただし、次に掲げる者は除かれる。

- ①外国軍隊の軍人・軍属及びその家族
- ②外国の外交団・領事団（随員及び家族を含む）

なお、調査時前に本邦の港を出港し、調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶に乗り組んでいる者でその船舶に居住のある者については、調査時において本邦内に居住を有する者とみなされている。

県の人口は、本県の区域内に居住を有するすべての者である。居住とは、同一の場所に居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間が、3か月以上にわたる者についてはその場所をいい、3か月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次に掲げる者については、それぞれに定める場所をその者の住居とみなしている。

①学校教育法第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これに類する宿泊施設に宿泊している者……『その宿泊している施設』

②病院又は診療所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者……『その病院又は診療所』

③船舶（自衛隊の使用する船舶を除く）に乗り組んでいる者で、(a)陸上に生活の根拠を有する者……『その住所』(b)陸上に生活の根拠のない者……『その船舶』

④自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者……『その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶についてはその基地隊本部）の所在する場所』

⑤刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院、又は婦人補導院の在院者……『その刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・婦人補導院』

一方、その他の年の人口総数については、茨城県常住人口調査の数値である。同調査にいう人口総数は、直前に実施された国勢調査の日本人及び外国人を含む総人口を基とし、その後の人口変動を加減して算出したものであり、推計計算式は次のとおりである。

$$\begin{bmatrix} \text{毎年10月1日} \\ \text{人口} \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} \text{前年10月1日} \\ \text{人口} \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} \text{前年10月～当年9月} \\ \text{自然増減} \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} \text{前年10月～当年9月} \\ \text{社会増減} \end{bmatrix}$$

自然増加（出生児数－死亡者数）、社会増減（転入者数－転出者数）については、出生届、死亡届、転入届及び転出届等に基づく各市町村からの報告による。この中には職権による記載、削除も含まれている。なお、本書では、出生児数、死亡者数（B-4 人口動態参照）は茨城県厚生総務課作成の「茨城県保健福祉統計年報」の数値を用いている。

#### B-1-3 住民基本台帳人口（3月末日現在）

日本国民で、国内の市区町村に住所を定めているものとして、3月31日現在当該市区町村の住民基本台帳に記録されている者の数である。

#### B-1-5 外国人登録者数（12月末日現在）

各市町村が毎年12月末現在の外国人登録人員数を法務省に報告する「期報」をとりまとめたものであり、出国等による登録抹消に係る処理は行われていない。

#### B-2 男女別人口（10月1日現在）

**B-2-1男総数 B-2-2女総数 B-2-315歳未満人口 B-2-415～64歳人口**

**B-2-565歳以上人口**

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

##### ○年齢

年齢は、当該年9月30日現在による満年齢である。

#### B-3 年齢構成

**B-3-115歳未満人口（年少人口） B-3-215歳以上人口 B-3-340歳以上人口**

**B-3-415～64歳人口（生産年齢人口） B-3-560歳以上人口 B-3-665歳以上人口（老齢人口） B-3-7平均年齢、年齢中位数**

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

##### ○年齢

年齢は、当該年9月30日現在による満年齢である。

##### ○平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

##### ※ 平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、10月1日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計している。つまり、10月1日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計している。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人のがいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えているものである。

## ○年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことである。

## B-4 人口動態

**B-4-1** 昼間人口等：昼間人口、流入人口(従業地・通学地人口)、流出人口(従業地・通学地人口)

**B-4-2** 自然増加：出生児数、死亡者数 **B-4-3** 合計特殊出生率 **B-4-4** 社会移動：転入者数、転出者数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」 茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」 厚生労働省大臣官房統計情報局部「人口動態統計特殊報告」

### 資料元について

- 茨城県保健福祉統計年報……年内に発生した出生、死亡、死産、婚姻及び離婚等について集計している。その他、医療施設や医療従事者等についても記載されている。(詳細は「F 医療」及び「G 健康」を参照のこと)

### B-4-1 昼間人口

昼間人口は、常住地による人口(常住人口、いわば夜間人口)をもとに就業者の従業地、通学者の通学地を考慮して市町村別に組みかえて集計したもので、『常住人口+他市町村から通勤・通学する者の数-他市町村へ通勤・通学する者の数』として算出されている。なお、従業地とは、就業者が仕事に従事している店舗や事業所のある場所をいう。ただし、行商人などで仕事の場所が一定していない場合は、常住地を従業地としている。また、通学地とは、通学者が在学している学校の所在する場所をいう。

### B-4-1 流入人口、流出人口(従業地・通学地人口)

他市町村から当該市町村への通勤・通学者数及び当該市町村から他市町村への通勤・通学者数である。

### B-4-2 出生児数及び死亡者数

日本において発生した日本人の出生・死亡についての計数である。従って、日本人が外国で出生・死亡した数は含まれていない。なお、本書では、指標値(出生率、死亡率)を算出する際の分母として、便宜上、外国人人口も含めた人口総数を用いている点に注意を要する。出生については14日以内、死亡については7日以内に届けるよう決められているが、なんらかの理由で、調査該当年の翌年の1月14日を過ぎてから届け出られたものについては含まれない。市町村別は、それぞれの届け出に記載された住所地(出生の場合、住民登録をする住所)による区別である。

### B-4-3 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値である。これは、年齢構造の影響を除いた出生率の水準を示す指標であり、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

$$\text{合計特殊出生率} = \left( \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right) 15\text{歳から } 49\text{歳までの合計}$$

ただし、市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用を行って算出している。

### B-4-4 転入者数、転出者数

転入者数とは、当該市町村に他市町村から住所を移した者の年間の計数である。ただし、従前の住所地が不明の者及び国外の者は含まれない。

また、転出者数とは、当該市町村から他市町村へ住所を移した者の年間の計数である。ただし、転出先の住所地が不明の者及び国外の者は含まれない。

## B-5 世帯

**B-5-1** 世帯総数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

### B-5-1 世帯総数

常住人口調査では国勢調査の一般世帯及び施設等の世帯を合算した総世帯数をもとに、毎月各市町村から報告される世帯の変動を加減して世帯数を推計している。

## B－6 世帯類型

### **B-6-1一般世帯数 B-6-2核家族世帯数**

**B-6-3 65歳以上の親類のいる世帯数 (# 65歳以上の夫婦のみの世帯数)**

### **B-6-4母子世帯数 B-6-5父子世帯数 B-6-6老人単身世帯数**

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」 茨城県長寿福祉課資料

#### **B-6-1 一般世帯数**

国勢調査では、世帯を一般世帯と施設等の世帯に区分している。このうち、一般世帯とは、次のものをいう。

- ①住居と生計を共にしている人々の集り、又は一戸を構えて住んでいる単身者
- ②間借り、下宿などの単身者
- ③会社などの独身寮の単身者

#### **B-6-2 核家族世帯数**

核家族世帯とは、一般世帯の親族世帯のうち次の世帯をいう。

- ①夫婦のみの世帯
- ②夫婦と子供から成る世帯
- ③男親と子供から成る世帯
- ④女親と子供から成る世帯

親族世帯とは、世帯主と親族関係にある者で構成された世帯である。また、その親族に従属する非親族（営業使用人、家事使用人など）が同居している世帯も含まれる。

例えば「夫婦のみの世帯」には、夫婦のみの世帯のほか、夫婦と家事使用人から成る世帯も含まれる。

#### **B-6-3 65歳以上の世帯員のいる世帯数**

65歳以上の親族のいる世帯とは、一般世帯のうち65歳以上の世帯員のいる世帯をいう。

#### **B-6-4 母子世帯数**

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

#### **B-6-5 父子世帯数**

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

#### **B-6-6 老人単身世帯数**

老人単身世帯とは、「65歳以上の者1人のみの世帯」をいう。

## B－7 家族の安定

### **B-7-1婚姻件数 B-7-2離婚件数**

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」

#### **B-7-1 婚姻件数, B-7-2 離婚件数**

戸籍法に基づいて届出のあったものについて、1月1日から12月31日までの計数を市町村別に取りまとめたものである。

## C 経済基盤

### C－1 産業構成

#### **C-1-1 産業別就業者数：就業者総数（常住地ベース、従業地ベース）**

産業項目名：農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

#### **C-1-1 就業者**

調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでも行った者のほか、勤め先はあるが休みはじめてから30日以上にならない者、あるいは、30日以上でも賃金、給料を受け取ったか、または受け取ることになっている者及び個人経営の事業を営んでい

る者で休業してから30日以上にならない者をいう。

#### C-1-1 産業別就業者数（常住地、従業地ベース）

国勢調査では、産業（大分類）別に15歳以上就業者について、以下の区別がなされている。

①常住地による15歳以上就業者数

自宅で従業　自宅外の市町村で従業　市内他区で従業　県内他市町村で従業　他県で従業

②従業地による15歳以上就業者数

市内他区に常住　県内他市町村に常住　他県に常住

なお、本書では①の合計を常住地ベース、②の合計を従業地ベースとして掲載した。

## C-2 経済活動水準

<b>C-2-1 農業産出額</b>	<b>C-2-2 農業就業者数</b>	<b>C-2-3 製造品出荷額等</b>	<b>C-2-4 工業就業者数</b>
<b>C-2-5 商業販売額</b>	<b>C-2-6 商業就業者数</b>		

資料元 農林水産省「生産農業所得統計」「農林業センサス」　茨城県統計課「茨城の工業」（工業統計調査）  
茨城県統計課「茨城の商業」（商業統計調査）

資料元について

●生産農業所得統計……農業生産の実態を価値量的に把握し、農政の企画・立案、地域振興計画策定等のための基礎資料を提供することを目的に、市町村を推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計を加工して推計したものである。

●工業統計調査……毎年12月31日に工業の実態を明らかにすることを目的に、日本標準産業分類の「大分類F 製造業」に属する4人以上の事業所（国に属する事業所は除く）を対象に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等を調査する。

●商業統計調査……5年ごと（本調査の中間年に簡易調査）に商業の実態を明らかにすることを目的に日本標準産業分類「大分類J-卸売・小売業」に属するすべての事業所（国及び地方公共団体が経営する事業所は除く）を対象に事業所数、従業者数、年間商品販売額等を調査する。

### C-2-1 農業産出額

農業産出額は、全国の市町村を推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計を用いて推計されている。

この農業産出額は、当該年（1月1日～12月31日）における市町村別の品目別生産数量に品目別農家庭先価格を乗じて求められている。このため、中間生産物（種苗、苗木類、子豚等）のうち市町村間で売買されたものは、それぞれ当該市町村の生産物に含まれることになるので、市町村別農業産出額を単純に合計した県計及び全国計には、市町村間で取引された中間生産物の分が重複計上されている。

なお、市町村別農業産出額は、耕種及び畜産等の農業生産によって得られた農産物（【算式1】）と、これらを原料とする加工農産物（【算式2】）とを区別して次の方法により推計されている。

【算式1】個別農産物の産出額＝個別農産物生産数量×個別農産物農家庭先販売価格

注：個別農産物生産数量＝個別農産物の収穫数量－個別農産物のうち中間生産物の数量

【算式2】個別加工農産物の産出額＝（個別加工農産物の生産数量×個別加工農産物農家庭先販売価格）

－（個別加工農産物の原料数量×個別加工農産物の原料の農家庭先販売価格）

### C-2-2 農業就業人口

15歳以上の農家世帯員のうち、農業のみに従事した人又は農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主（年間を通して多く働いた方）である者のことである。したがって、年間農業にわずかにしか従事していない者でも、兼業従事日数より多ければここに計上されているため留意する必要がある。

### C-2-3 製造品出荷額等

1月1日から12月31日までの1年間ににおける製造品出荷額、加工賃収入額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

### C-2-4 工業従業者数

12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業員数との合計である。常用労働者とは次のいずれかの者をいう。

①期間を定めず又は1か月を越える期間を定めて雇われている者。

②日々又は1か月以内の期限を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。

③人材派遣会社からの派遣従業員、親企業からの出向従業者などで、雇用期間が①、②に準ずる者

④重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

⑤事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

### C－2－5 商品販売額（卸売業＋小売業）

4月1日から翌年の3月31日までの1年間の商品販売額をいい、消費税を含んだ額である。

### C－2－6 商業従業者数（卸売業＋小売業）

6月1日現在でその店の業務に従事している者をいい、個人事業主と無給家族従業者、法人・団体の有給役員を含む常時雇用従業者をいう。

## C－3 事業所規模

**C－3－1 従業者規模別事業所（民営）数**：総数、#1～9人（#1～4人）、#10～19人、#20～29人、#30人以上

**C－3－2 従業者規模別従業者（民営）数**：総数、1～9人（#1～4人）、10～19人、20～29人、30人以上

**C－3－3 産業別**：農家数、経営耕地面積（#田、#畠）、第2次産業、第3次産業

資料元 総務省統計局「経済センサス基礎調査」 農林水産省「農林業センサス」

資料元について

- **経済センサス**……事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにする事を目的に、個人経営の農林漁業、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く全国のすべての事業所を対象に、事業所数、従業者数、事業の種類、売上高等を調査する。

### C－3－1 従業者規模別事業所（民営）数

#### ※ 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

①一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

②従業者と設備とを有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

### C－3－2 従業者規模別従業者（民営）数

#### ※ 従業者

調査の期日現在その事業所に所属する従業者をいう。なお、従業者の区分は次のとおりである。

①個人業主……個人経営の事業所の経営主で、実際にその事業所の経営を行っている者をいう。

②家族従業者……個人業主の家族で賃金や給与を受けずに、その事業所の仕事に従事している者をいう。

③有給役員……法人・団体の役員で常勤、非常勤を問わず給与を受けている者をいう。

④常用雇用者……その事業所に常時雇用されている者をいう。臨時・日雇又はパートタイマーという名称の者でも、1か月以上の期間を定め雇用されている者は含まれる。

⑤臨時雇用者……1か月末満の期間を定めて雇用されている者及び日々雇用されている者をいう。

⑥派遣従業者……労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら他の会社など別経営の事業所で働いている者をいう。

### C－3－3 産業別

#### ※ 産業分類

第1次産業には、農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、及び公務（他に分類されるものを除く）がそれぞれ含まれる。

#### ○農家数

ここでいう農家数は、専業農家、第1種兼業農家及び第2種兼業農家の合計数である。

なお、農家とは、調査日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がそれに満たない場合であっても、過去1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

また、専業農家とは、世帯員中に兼業従事者が1人もいない農家をいい、兼業農家とは、世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。さらに、兼業農家には、農業所得を主とする第1種兼業農家と農業所得を従とする第2種兼業農家がある。

#### ○経営耕地面積

ここでいう経営耕地面積とは、経営耕地面積のうち、田、畠及び樹園地の合計数である。

## C－4 所得水準

**C－4－1 総所得金額 C－4－2 納税義務者数**

資料元 茨城県市町村課「市町村財政実態資料」

資料元について

- 市町村財政実態資料……各年度分の決算状況について各市町村からの報告を取りまとめたものである。

#### C－4－1 総所得金額

総所得金額とは、利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・譲渡所得（土地建物等以外にあるもの）・一時所得・雑所得の各種所得金額について損益通算し、その結果黒字の金額が残っているときはこれらの所得金額（長期譲渡所得及び一時所得の金額については、その合計額の2分の1）の合計額をいうものであるが、更に損失の繰越控除の適用がある場合には、この控除後の金額が総所得金額となる。

「市町村財政実態資料」には、以下の5種類所得者別に「総所得金額等」として示されており、本書ではその合計を“総所得金額”として掲載している。

- ① 給与所得者 ② 営業所得者 ③ 農業所得者 ④ その他の所得者 ⑤ 分離譲渡所得者

#### C－4－2 納税義務者数

納税義務者数とは、上記に記載されている5種類別所得者の納税義務者の合計である。

#### C－5 雇用

##### C－5－1雇用者数 C－5－2自市町村内就業者数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

#### C－5－1 雇用者

就業者のうち、会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・臨時日雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている者をいう。

#### C－5－2 自市町村内就業者

当該市町村に常住する就業者のうち、就業地が自市町村の者をいい、自宅か自宅外かを問わない。なお、就業者についてはC－1を参照。

#### C－6 通勤

##### C－6－1他市町村への通勤者数 C－6－2他市町村からの通勤者数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

#### C－6－1 他市町村への通勤者数

当該市町村に常住する者で、県内外を問わず（県内他市町村で従業+他県で従業）、他の市町村で従業する者の数である。

#### C－6－2 他市町村からの通勤者数

当該市町村で従業する者で、県内外を問わず（県内他市町村に常住+他県に常住）、他の市町村に常住する者の数である。

## D 財 政

#### D－1 市町村財政

##### D－1－1財政力指標 D－1－2実質収支比率 D－1－3自主財源 D－1－4市町村民税收入済額

##### D－1－5固定資産税收入済額 D－1－6地方債新規発行額 D－1－7地方債現在高

##### D－1－8歳出決算総額 D－1－9義務的経費（#人件費）

##### D－1－10目的別歳出決算：民生費（#社会福祉費、#老人福祉費、#児童福祉費）、衛生費、労働費、農林水産費、商工費、土木費、消防費、教育費（#小学校費、#中学校費、#社会教育費、#保健体育費）、災害復旧費

資料元 茨城県市町村課「市町村財政実態資料」

#### D－1－1 財政力指數

基準財政収入額を基準財政需要額で割って計算されたもので、当該市町村の財政力を示す指標である。

本書では3か年の平均値を用いており、計算式は以下のとおりである。

$$\text{財政力指數} = \frac{1}{3} \times \left[ \frac{\text{前々年度基準財政収入額}}{\text{前々年度基準財政需要額}} + \frac{\text{前年度基準財政収入額}}{\text{前年度基準財政需要額}} + \frac{\text{当該年度基準財政収入額}}{\text{当該年度基準財政需要額}} \right]$$

※ 基準財政収入額…各市町村の財政力を合理的に算出するため、市町村にあっては、法定普通税および目的税の一部の標準税率による収入見込み額の75%に相当する額に、地方譲与税および交通安全対策特別交付金の収入見込額を加えた額である。

※ 基準財政需要額…各市町村の財政需要を、その行政項目ごとに管轄地域の行政対象の基本数と一定の行政水準を想定した単価などによる算出方式を用いて算出したものである。

#### D-1-2 実質収支比率

$$\text{実質収支比率(%)} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額}} \times 100$$

「標準税収入額等」は次のように算出される。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{地方道路譲与税収入額} \\ \text{石油ガス譲与税収入額} \\ \text{特別とん譲与税収入額} \\ \text{自動車重量譲与税収入額(市町村)} \\ \text{航空機燃料譲与税収入額} \\ \text{交通安全対策特別交付金収入額} \end{array} \right] \times \frac{100}{75} \left( \text{都道府県は } \frac{100}{80} \right) + \left[ \begin{array}{l} \text{地方道路譲与税収入額} \\ \text{石油ガス譲与税収入額} \\ \text{特別とん譲与税収入額} \\ \text{自動車重量譲与税収入額(市町村)} \\ \text{航空機燃料譲与税収入額} \\ \text{交通安全対策特別交付金収入額} \end{array} \right]$$

#### D-1-3 自主財源

自主財源とは、地方税・手数料等地方公共団体の意思で、ある程度収入額を増額できる自前の財源をいう。

しかし、住民の負担が自治体によって不均衡になることを避けるため、法令で税率や税額に最高限度を設けられるなど、一定の枠内での自律性しか認められていない。従って、市町村が任意に収入を増減し得る余地は限られているのが現状である。

#### D-1-4 市町村民税収入済額

市町村民税の徴収決定済額のうち、実際に収納された金額をいう。

#### D-1-5 固定資産税収入済額

固定資産税の徴収決定済額のうち、実際に収納された金額をいう。

#### D-1-6 地方債新規発行額、D-1-7 地方債現在高

地方債には、普通会計債と公営企業債がある。ここでの地方債は普通会計債のみである。現在高とは、前年度までに発行した額のうち償還分を差し引き、新規発行額を加えた年度末現在高である。

#### D-1-8 歳出決算総額

歳出とは、国又は地方公共団体の財政用語で、一会计年度における一切の支出をいう。

この支出とは、各般の財政需要を満たすための現金の支払いをさす。歳出は、事業の行政目的によって分類した「目的別分類」と、経費の性質によって分類した「性質別分類」の二つに大きく区分できる。

#### D-1-9 義務的経費

市町村の歳出を性質別に経費を分類すると、義務的経費と投資的経費に大別されるが、義務的経費は、人件費・扶助費・公債費からなる。このうち、人件費は、職員の給与・退職金・議員報酬等からなっている。

#### D-1-10 目的別歳出決算額

本書では、以下の項目について目的別歳出決算額を掲載した。

①民生費…民生費とは、地域住民のなかで所得あるいは医療保障等を必要とする者に対し、一定の生活水準の維持ないし向上を目的として計上された経費のことである。

②衛生費…衛生費とは、住民の健康を保持、増進し、衛生的な生活環境の向上を図るために、結核、伝染病、生活習慣病に対する医療対策、精神衛生対策、食品衛生対策、公害対策などの諸施策に、また、し尿・ごみ処理施設の整備運営に要する経費である。

③労働費…労働費とは、地方公共団体が職業訓練の充実、労使関係の安定、失業対策事業、労働者のための各種施設の整備運営及び労働者の福祉向上に努めるための諸施策に要する経費である。

④農林水産費…農林水産費とは、農林漁業の効率的な運営と、食料の安定した供給を図るために、生産基盤の整備、生産物資流通対策の充実、総合農政対策、農薬、工場排水等による農用地及び漁場等の汚染対策等の諸施策に要する経費である。

⑤商工費…商工費とは、地域における商工業経営の近代化、合理化を図るために、中小企業の指導育成、工業団地の建設、消費流通対策、観光施設の整備等の諸施策に要する経費である。

⑥土木費…土木費とは、地域住民の生活環境の整備を図るために、道路、住宅、公共下水道、都市公園等の各種公共施設の建設、整備のために要する経費である。

⑦消防費…消防費とは、火災を予防、警戒及び鎮圧し、地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水害、地震等の災害による被害を軽減し、地域住民の公共の福祉を増進するために要する経費である。

⑧教育費…教育費は、教育総務費、小学校費、中学校費、高等学校費、特殊学校費、幼稚園費、社会教育費、保健体育費及び大学費から成り、本書では、教育費総額のほかに、内訳として小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費を掲載した。

⑨災害復旧費…災害復旧費とは、暴風、豪雪、洪水、高潮、地震などの災害により農林水産施設や他の施設が被った被害に対して、原状回復等を行うなどの種々の施設復旧に要する経費である。

## E 学 校 教 育

### E－1 教育施設

#### **E－1－1公立小学校数 E－1－2公立中学校数 E－1－3幼稚園数（公立＋私立）**

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

#### 資料元について

●茨城の学校統計（学校基本調査）……毎年5月1日現在で次に掲げるすべての学校についての調査である。学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学（短期大学を含む）、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及び学校教育法第83条第1項に規定する各種学校及び同法第82条の2に規定する専修学校

#### **E－1－1 公立小学校数, E－1－2 公立中学校数, E－1－3 幼稚園数（公立＋私立）**

学校の本校のみならず、分校も1校として数えており、小学校と中学校が併設されている場合はそれぞれ1校として教える。なお、公立学校（幼稚園）とは、都道府県、市町村又はこれら的一部事務組合が設置した小・中学校（幼稚園）である。従って、国立の小・中学校（幼稚園）は含まれない。

### E－2 児童・生徒

#### **E－2－1公立小学校児童数 E－2－2公立中学校生徒数**

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

#### **E－2－1 公立小学校児童数, E－2－2 公立中学校生徒数**

調査時点（5月1日）現在、それぞれの学校に在籍する児童・生徒の総数である。したがって、休学中の者、監護措置に付されている者、少年院・教護院以外の保護機関に送られている者及び特殊学級の児童・生徒は含まれる。また、特殊学級が当該学校の敷地内になく、病院や診療所などに設置されている場合でも、その児童・生徒は含まれる。なお、少年院・教護院に収容されている者及び1年以上居住不明の者は在籍者には含まれない。

### E－3 教員

#### **E－3－1公立小学校教員数（本務） E－3－2公立中学校教員数（本務）**

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

#### **E－3－1 公立小学校教員数（本務）, E－3－2 公立中学校教員数（本務）**

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師の合計である。なお、本務と兼務の区別は、原則として辞令面によっている。本務者には休職者や育児休業者も含まれるが、非常勤の講師は含まれない。

### E－4 学級数

#### **E－4－1公立小学校学級数 E－4－2公立中学校学級数**

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

#### **E－4－1 公立小学校学級数, E－4－2 公立中学校学級数**

公立小・中学校の学級数で、同学年の児童生徒で編成される「単式学級」、2以上の学年の児童生徒で編成される「複式学級」に「特別支援学級」を加えた合計である。

### E－5 公立学校長期欠席児童・生徒数

#### **E－5－1小学校長期欠席児童数（#病気による欠席者, #不登校による欠席者）**

#### **E－5－2中学校長期欠席生徒数（#病気による欠席者, #不登校による欠席者）**

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

### E－5－1 小学校欠席児童数、E－5－2 中学校欠席生徒数

小・中学校児童・生徒のうち、前年度間に連續又は断続して30日以上欠席した児童・生徒数である。ただし、調査期の始期4月1日現在で15歳以上の者のうち、1年間にわたり居住不明又は全く出席しなかつた場合は除かれている。なお、「病気による長期欠席児童・生徒」及び「不登校による長期欠席児童・生徒」とは、以下の者のことをいう。

#### ○病気による長期欠席児童・生徒

本人の心身の故障等（「けが」を含む）のため長期欠席した者。

#### ○不登校による長期欠席児童・生徒

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者で、欠席状態が長期に継続している理由が、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。

## E－6 上級学校進学者数

### E－6－1 中学校卒業者数（#高等学校進学者数）

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

#### E－6－1 中学校卒業者数、高等学校進学者数

中学校の卒業者数とは、調査年の3月に公立及び私立の中学校を卒業した者をいい、高等学校進学者数とは、中学校卒業者のうち、次に掲げる学校に進学した者をいう。なお、専修学校、各種学校（洋裁学校等）などへの進学者は含まれていない。

①高等学校本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科（全日制、定時制） ②高等専門学校

③盲・聾・養護学校高等部の本科及び別科 ④中等教育学校後期課程の本科及び別科

進学者数には、①から④のほかに、「就職進学者」も含まれる。

就職進学者とは中学校卒業者が就職して高等学校（定時制のみ）へ進学した者をいう。就職とは給料、賃金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就くことをいう。自家自営業に就いた者は含めるが、家事の手伝いや、臨時的な仕事に就いた者は含まれていない。

また、進学した者が5月1日までに退学した場合は進学者には扱われない。

## F 医 療

### F－1 医療施設数

#### F－1－1 一般病院数 F－1－2 一般診療所数 F－1－3 歯科診療所数 F－1－4 一般病院病床数

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」

#### F－1－1 一般病院数

病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のために医業又は歯科医業をなす場所であって、患者20人以上の収容施設を有するものであり、次の5種類に分類される。

①精神病院……精神病床のみを有する病院

②結核療養所……結核病床のみを有する病院

③地域医療支援病院……地域医療に必要な支援用件を満たした病院（都道府県知事の承認を要する）

④特定機能病院……高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価及び高度の医療に関する研修を実施する等の用件を満たした病院（厚生労働大臣の承認を要する）

⑤一般病院……上記以外の病院

#### F－1－2 一般診療所数、F－1－3 歯科診療所数

医師又は歯科医師が管理し、主として医業又は歯科医業をなす場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。なお、医師又は歯科医師が往診のみによって診療に従事している場合は、それぞれの住所をもって診療所としている。

#### F－1－4 一般病院一般病床数

病床数とは、医療法に基づき使用許可を受けているものの病床数をいい、次の5種類に分類される。

①精神病床……精神病のための病床

②感染症病床……感染症のための病床

③結核病床……結核のための病床

④療養病床……長期療養のための病床

⑤一般病床……上記以外の病床

なお、本書でいう「一般病院一般病床数」とは、上記のうち「一般病床」の数である。

## F－2 医療施設従事者数

### **F－2－1医師数 F－2－2歯科医師数 F－2－3看護師数, 准看護師数**

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」 茨城県医療対策課資料

#### **F－2－1, F－2－2 医師数, 歯科医師数**

医師・歯科医師のうち、本書では以下の施設に従事している者の合計を掲載している。

病院の開設者 病院を開設する法人の代表者 病院（医育機関付属のものを除く）の勤務者

医育機関付属の病院の勤務者 診療所の開設者 診療所を開設する法人の代表者 診療所の勤務者

#### **F－2－3 看護師・准看護師数**

看護師及び准看護師のうち看護業務に現に従事している者の数である。

## F－3 保健活動

### **F－3－1結核健康診断受診者数 F－3－2胃がん検診受診者数 F－3－3肺がん検診受診者数**

#### **F－3－4保健師数**

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」 茨城県保健予防課資料 茨城県医療対策課資料

#### **F－3－1 結核健康診断受診者数, F－3－2 胃がん検診受診者数, F－3－3 肺がん検診受診者数**

市町村が実施主体となって、当該年度中に行った検診の受診延人員数である。

#### **F－3－4 保健師数**

保健師のうち、保健業務に現に従事している者の数である（市町村保健師のみ。）

## F－4 救急活動

### **F－4－1救急告示：病院・一般診療所数 F－4－2救急協力：病院・一般診療所数**

資料元 茨城県医療対策課資料

#### **F－4－1 救急告示病院数, 救急告示一般診療所数**

医師が常時診療に従事し、手術などに必要な施設及び設備を備え、優先的に使用できる病床を備えるなど一定の基準に該当する病院又は診療所であって、その開設者から都道府県知事に対して救急業務に協力する旨の申出があり、その旨が告示された施設数をいう。

#### **F－4－2 救急協力病院・救急協力一般診療所数**

内科、小児科、産婦人科等の急病患者の医療を確保するため、県独自の規則に基づき指定している救急医療協力病院、一般診療所の数をいう。

## F－5 薬局数

### **F－5－1薬局数**

資料元 茨城県薬務課資料

#### **F－5－1 薬局数**

薬事法第5条第1項の規定により許可を受けている薬局（同法第5条第2項の規定により更新を受けたものも含む）数である。医療施設、診療所内の通称薬局といわれるものは含まれていない。

## G 健 康

## G－1 主要死因別死者数

### **G－1－1生活習慣病：悪性新生物, 脳血管疾患, 高血圧性疾患, 心疾患, 糖尿病 G－1－2結核**

### **G－1－3肺炎・気管支炎 G－1－4自殺**

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」

#### **※ 標準化死亡率**

市町村別の死亡率を比較しようとする時にそれぞれの年齢構成の違いが影響する。この影響を除去する目的で年齢構成が一定であった時に予期される死亡率を推計したものである。本書では、5歳階級別の特殊死亡率を算出し、昭和60年国勢調査の全国人口の年齢構成に合わせて予期される各市町村の1,000人あたりの死亡率を推計した。

計算式は、以下のとおりである。

$$\text{標準化死亡率} = \frac{\sum_{\text{年齢}} \left( \begin{bmatrix} \text{計算年の} \\ X \sim X + 4 \\ \text{歳死亡率} \end{bmatrix} \times \begin{bmatrix} \text{昭和 60 年の} \\ X \sim X + 4 \\ \text{歳人口} \end{bmatrix} \right)}{\text{昭和 60 年の人口}} \times 1000$$

### 主要死因別死者数

G-1-1 生活習慣病, G-1-2 結核, G-1-3 肺炎・気管支炎, G-1-4 自殺  
《死因の区分》

死因統計に用いられる死因分類は、「第 10 回修正国際疾病、障害及び死因統計分類（ICD-10）」に若干の修正、細分を施し、人口動態調査用として作成された「死因簡単分類表」を用いている。本書では、このうち下記のものを掲載している。（右数値は死因簡単分類コード）。

※悪性新生物……02100      ※糖尿病……04100  
※高血圧性疾患……09100      ※心疾患（高血圧性除く）……09200  
※脳血管疾患……09300  
※肺炎・気管支炎……肺炎（10200）、急性気管支炎（10300）、慢性閉塞性肺疾患（10400）及びその他の呼吸器系の疾患（10600）の計  
※結核……01200      ※自殺……20200

このほか、生活習慣病として上記の悪性新生物、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患（高血圧性除く）、脳血管疾患の合算値を掲載した。

複合死因の場合は、死亡診断書の記載に基づいて原死因（直接死因をひき起こした一連の病的事象の起始点となった疾病又は負傷）を選択して分類することになっている。なお、県計値には死因不詳が含まれている。

### G-2 平均寿命

#### G-2-1 平均寿命

資料元 厚生労働省大臣官房統計情報部「市区町村別生命表」

##### 資料元について

●市区町村別生命表……厚生労働省で作成している生命表には、全国規模の「完全生命表」、「簡易生命表」、都道府県規模の「都道府県別生命表」及び市区町村規模の「市区町村別生命表」がある。

市区町村別生命表は、死亡状況を市区町村単位で把握し、比較分析に資することを目的としたものであり、人口動態統計及び国勢調査のデータを用いて作成している。市区町村別生命表では 5 歳階級ごと（5 歳未満は 0 歳と 1 ~ 4 歳に分割）の死亡率を推定して生命表諸関数を算定している。

##### G-2-1 平均寿命

X 歳に達した者が、その後生存できると期待される年数を X 歳の平均余命という。平均寿命とは、0 歳の平均余命のことである。

### G-3 食中毒患者数

#### G-3-1 食中毒患者数

資料元 茨城県生活衛生課「食中毒統計調査」

##### 資料元について

●食中毒統計調査……患者を診断し、若しくはその死体を検案した医師からの届出に基づいて作成される。医師からの届出をもとに、都道府県・指定都市（保健所）は各月分をまとめ、それを国に提出する。国は、各月の状況を公表しており、それを各年 1 月分から 12 月分をとりまとめたものである。

##### G-3-1 食中毒患者数

食中毒患者とは、食中毒統計調査にいう「食中毒患者」をさし、中毒の疑いがある者や死者が含まれる。

なお、患者数については、事件の原因施設の管轄地により表章したものであり、本書の県の値には県外居住者等についても含めているため、市町村の合計値とは一致しない。

### G-4 乳児の出生と死亡

#### G-4-1 死産数 G-4-2 乳児死亡数 G-4-3 2500g 未満出生児数

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」

#### G－4－1 死産数

妊娠第4月以降の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。ここでは、自然死産と人工死産の合計数であり、届出に記載された母親の住所地による区分の年間の計数である。

#### G－4－2 乳児死亡数

生後1年末満の死亡をいう。届出に記載された住所地による区分の年間の計数である。

#### G－4－3 2500g未満出生児数

体重が2500g未満で出生した乳児の数をいう。届出に記載された住所地による区分の年間の計数である。

## H 労 働

### H－1 就業機会

#### H-1-1 完全失業者数 H-1-2 労働力人口

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

##### H-1-1 完全失業者

調査期間中、収入になる仕事を少しもせず、仕事を持っていないかった者のうち、仕事があればすぐつくることができ、調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている状態を含む）者をいう。

##### H-1-2 労働力人口

15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものである。

※ 完全失業率………「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合。

## I 居 住 環 境

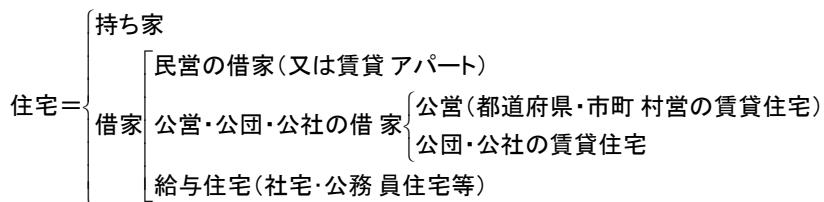
### I－1 住宅の数

#### I-1-1 住宅に住む世帯数 I-1-2 持ち家世帯数 I-1-3 借家世帯数：公営・公団・公社住宅、民営住宅、給与住宅

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

##### ○ 住宅の所有関係

人が居住する住宅について、その所有の関係を次のとおり区分している。



※ 持ち家………そこに居住している世帯が所有している住宅。

※ 借家………そこに居住している世帯以外の者が所有、又は管理している住宅。

なお、間借りの世帯を除いてるので、持ち家と借家の合計と住宅に住む世帯数は一致しない。

### I－2 公害

#### I-2-1 公害苦情受理件数

資料元 茨城県環境対策課「公害苦情等の概要」

資料元について

● 公害苦情等の概要……全県・各県民センター・市町村の取扱機関別に、又、公害苦情の種類別に受理・処理件数が集計されている。

## I-2-1 公害苦情受理件数

苦情受理件数とは、以下の公害について苦情を受理した件数である。

大気汚染 水質汚濁 土壌汚染 騒音 振動 地盤沈下 悪臭 廃棄物等

## I-3 水道

### I-3-1 給水人口

資料元 茨城県生活衛生課「茨城県の水道」

資料元について

●茨城県の水道……各年度末現在、認可を受けている上水道、簡易水道、専用水道について調査している。

#### I-3-1 給水人口

上水道（計画給水人口が5,001人以上）、簡易水道（計画給水人口が5,000人以下）及び専用水道（計画給水人口が101人以上で、寄宿舎、社宅、診療所、団地等に給水するもの）を合計した給水人口で、各年度末における住民基本台帳登載人口のうち、実際に給水を行っている人口をいう。

## I-4 下水道

### I-4-1 排水区域面積 I-5-2 排水区域人口 I-5-3 处理区域面積

資料元 茨城県市町村課「市町村公共施設の状況」

資料元について

●市町村公共施設の現況……地方公共団体における公共施設の現状を把握して、住民福祉の向上と地方公共団体の能率的な行政に資するため、全都道府県及び市町村を対象とした毎年度末現在の調査である。

#### 《下水道について》

ここでは、下水道として、「公共下水道」を計上している。「公共下水道」とは、主として1つの市街地を単位として設置され、下水（汚水又は雨水）を排除し、独自に有する終末処理場で処理するか、又は流域下水道に接続してその終末処理場で処理するものである。汚水と雨水を同一の管渠で排除する合流式と、汚水と雨水を別々の管渠で排除し、汚水のみを終末処理場で処理する分流式がある。

#### I-4-1 現在排水区域面積、I-5-3 現在処理区域面積

下水道法第9条の規定により、供用の開始が公示された区域の面積をいう。

#### I-4-2 現在排水人口

下水道法第9条の規定により供用の開始が公示された区域内の人口をいう。

## I-5 し尿処理

### I-5-1 处理人口 I-5-2 年間総収集量

資料元 茨城県市町村課「市町村公共施設の状況」

#### I-5-1 处理人口

市町村長が一般廃棄物の処理を要するとした区域のうち、実際にし尿の収集が行われている範囲の人口である。

#### I-5-2 年間総収集量

市町村直営分のほか、委託方式がとられていれば当該委託分を含め、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分も含めた、し尿の収集量である。

## I-6 ごみ処理

### I-6-1 处理人口 I-6-2 年間総収集量

資料元 茨城県市町村課「市町村公共施設の状況」

#### I-6-1 处理人口

市町村長が一般廃棄物の処理を要するとした区域のうち、実際にごみの収集が行われている範囲の人口である。

#### I-6-2 年間総収集量

市町村直営分のほか、委託方式がとられていれば当該委託分を含め、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分も含めた、ごみの収集量である。

## I－7 小売店

### I-7-1 小売店数：衣料品店数、食料品店数、飲食店数 I-7-2 小売店売場面積

資料元 茨城県統計課「茨城の商業」（商業統計調査） 総務省統計局「経済センサスー基礎調査」

#### I-7-1 小売店数

本書では、日本標準産業分類による小売業の民営の事業所とした。

##### ○衣料品店数、食料品店数

それぞれ、日本標準産業分類による「繊維・衣服・身のまわり品小売業」、「飲食料品小売業」に相当する事業所である。

##### ○飲食店数

日本標準産業分類による「一般飲食店」に該当する事業所である。一般飲食店には、一般食堂、日本料理店、西洋料理店、中華料理店、その他の食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他的一般飲食店がある。

#### I-7-2 小売店売場面積

小売業商店が商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいう。ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古車）小売業、畳（製造・非製造）小売業、新聞小売業及びガソリンステーションを除く。

## I－8 サービス関係店舗

### I-8-1 金融機関店舗数 I-8-2 金融機関店舗数（郵便局含む） I-8-3 理容・美容店数

### I-8-4 クリーニング店数

資料元 社団法人茨城県銀行協会資料 茨城県信用農業協同組合連合会資料 茨城県信用漁業協同組合連合会資料 茨城県内各保健所資料

#### I-8-1, I-8-2 金融機関店舗数

ここで金融機関店舗として含めたものは、全国銀行（都市銀行、地方銀行、信託銀行）、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び水産業協同組合の数である。ただし、農業協同組合及び水産業協同組合については、信用事業を営むものについてのみ含めた。なお、本書では、実態として金融機関とみられる郵便局（預金取扱局）を含めた場合も別途計上した。

#### I-8-3 理容店・美容店数

理容師法、美容師法による理容所と美容所の施設数である。

#### I-8-4 クリーニング店数

クリーニング業法によるクリーニング所の施設数である。受け渡しのみを行う取次所も含んでいる。

## I－9 道路

### I-9-1 道路実延長：主要道路実延長（#一般国道、#主要地方道、#一般県道）

市町村道実延長

### I-9-2 輓装延長：主要道路、市町村道

資料元 茨城県道路維持課「道路現況調査」及び同課資料

資料元について

●道路現況調査……道路法の適用される高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道について、毎年4月1日現在の状況を調査したものである。

#### I-9-1 道路実延長

各路線ごとに計測された距離の合計であるが、複数の路線が重複している場合、その重複区間の距離を除いたものが実延長であり、未供用分の延長及び渡船施設の延長分が含まれない。なお、道路とは、道路法にいう一般交通の用に供する道で、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道及び市町村道をいう。

ただし、本書では、高速自動車国道は含めてない。

なお、トンネル、橋、道路用エレベーター等道路と一体となって効用を全うする施設は含まれるが、農道、林道はここでは道路に含まれていない。

##### ○主要道路実延長

本書では、一般国道と主要地方道及び一般県道を主要道路とし、これらの実延長の合計をもって主要道路実延長とした。

#### 1-9-2 輓装延長

舗装道路とは、アスファルト系舗装（高級・簡易）及びセメント系舗装の道路をいい、舗装されている部分の実延長をもって舗装道路実延長とした。また、主要道路は、上に記載した内容と同じである。

## I－10自動車

### I-10-1保有自動車数：乗用車数（#自家用乗用車数）、軽自動車数

資料元 関東運輸局資料 自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」 全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」

#### I-10-1 保有自動車数、軽自動車数

保有自動車数とは、自動車保有車両数にいう「登録自動車」「二輪自動車」及び「軽自動車」の合計をいう。

なお、保有自動車とは、道路運送車両法第4条に規定する登録自動車及び同法第60条、第97条の3の規定により車両番号の指定を受けた小型二輪自動車、軽自動車のことである。

また、市町村の合計値が県値に一致しないのは、県値に住所不明分を加算しているためである。

#### ○乗用車数、自家用乗用車数

乗用車とは、自動車保有車両数にいう「乗用車」をさし、そのうち自家用のものを自家用乗用車という。

なお、乗用車数、自家用乗用車数には、軽自動車の自家用分は含めていない。

## I－11通信

### I-11-1郵便：郵便局数

資料元 日本郵便株式会社関東支社資料

#### I-11-1 郵便局数

直営郵便局、簡易郵便局の合計数である。

## J 社会保障

## J－1社会福祉施設

### J-1-1児童遊園数 J-1-2保育所数・保育所定員

資料元 茨城県子ども家庭課資料 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

#### J-1-1 児童遊園数

児童遊園とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設の一種で、都市公園法によって設置されている児童公園を補完する役割をもっている。この施設は、児童に健全な遊びの場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としたものである。児童遊園には、広場・ぶらんこ・砂場等の設備のほか、寮母の資格を持つ児童厚生員（児童の遊びを指導する者）や民間有志者を置くこと等が義務づけられている。近年、地方自治体独自の施策として、児童遊園を補充するための遊び場、例えば「ちびっこ広場」などを設置しているが、現在これらの計数が把握されていないためにここには含めていない。

#### J-1-2 保育所数・保育所定員

保育所とは、母親の労働・出産・疾病・障害、母親のいない家庭、家庭内の病人の看護などにより、その監護すべき乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）の保育ができない場合にその乳幼児を昼間保育することを目的とする児童福祉施設である。運営の実態としては、幼稚園にかわるものとして入所希望者を受け入れる場合があり、計数の比較に当たっては、そのことを念頭におく必要がある。

保育所数は、都道府県知事の認可を受けた保育所の総数であり、企業等がその従業者のために開設した託児所、数人の母親が共同で人を雇って託児する場合などは、ここでいう保育所には含まれない。

なお、保育所定員は、「社会福祉施設等調査」によるもので、公立保育所及び私立保育所の合計である。

## J－2民生委員等

### J-2-1民生委員数 J-2-2民生委員相談・支援件数

資料元 茨城県福祉指導課資料

#### J-2-1 民生委員数

民生委員法に基づき、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱した民生委員の年度末現在数である。

民生委員の活動は、地域住民の福祉増進のための相談、指導など自主的活動や、福祉事務所等の関係行政機関への協力活動と広範囲に及んでいる。また、任期は3年とされているが、何らかの理由で欠員が出た場合は、新たに補欠が推薦され、その任期は前任者の残任期とされている。なお、民生委員の定数は、人口の集中度合によって定められている。

## J－2－2 民生委員相談・支援件数

民生委員法及び児童福祉法の規定に基づき民生委員（児童委員）が行った、地域住民の福祉増進のための各種の相談・支援等の活動状況についてまとめたもので，在宅福祉、介護保険、健康・保健医療、子育て・母子保健、子どもの地域生活・教育・学校生活、生活費、年金・保険、仕事、家族関係、住居、生活環境、日常的な支援等に関する相談指導及び取り扱いの、延べ件数である。

## J－3 福祉活動状況

### J-3-1 共同募金額

資料元 茨城県共同募金会資料

#### J－3－1 共同募金額

一般募金（法人・学校職域・戸別・その他）と歳末たすけ合い募金の合計である。

## J－4 社会保障対象者

### J-4-1 生活保護被保護世帯数（年度間平均） J-4-2 生活保護被保護実人員（年度間平均）

### J-4-3 身体障害者手帳交付数

資料元 茨城県福祉指導課資料 茨城県障害福祉課資料

#### 《生活保護》

生活保護とは、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的として、最低限度の生活需要の不足を給付する制度である。生活保護の給付は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度が定められるが、個人を単位として定めることもできる。

生活保護の扶助には、次の8種類がある。

- ①生活扶助……衣服、その他日常生活に必要な金銭（現物）の給付を行う。
- ②住宅扶助……居住に必要な金銭（現物）の給付を行う。
- ③教育扶助……義務教育を受けるのに必要な金銭（現物）の給付を行う。
- ④医療扶助……治療を受けるに必要な金銭（現物）の給付を行う。
- ⑤介護扶助……介護保険の要介護者及び要支援者に必要な金銭（現物）の給付を行う。
- ⑥出産扶助……出産に必要な金銭（現物）の給付を行う。
- ⑦生業扶助……生業、あるいは就労に必要な金銭（現物）の給付を行う。
- ⑧葬祭扶助……葬祭のために必要な金銭（現物）の給付を行う。

これらの扶助は生活の様態に即応して単給又は併給して受けことができる。

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始される。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができる。

#### J－4－1 生活保護被保護世帯数（年度間平均）、J－4－2 生活保護被保護実人員（年度間平均）

現に保護を受けている世帯及び実人員数であり、月単位で数えた数の年度間月あたり平均値である。

なお、保護給付を併給されても「1」として数えられている。

#### J－4－3 身体障害者手帳交付数

各年3月31日現在における身体障害者手帳交付台帳登載数をまとめたものである。すなわち、前年度末現在数に新規交付・再交付及び他都道府県からの転入を加え、他都道府県への転出・返還等を除いたものである。身体障害者手帳は、身体に障害のある者（本人が15歳未満の場合はその保護者）が、指定医師の診断書・意見書などを添えて申請し、これに基づき居住地の都道府県知事（茨城県の場合は福祉相談センター）が審査し、身体障害者手帳を交付している。

この制度は、身体障害者に対する更生援助を目的としたもので、手帳の所持者は、市町村での更生相談、更生医療費の給付、補装具の交付、更生援護施設の利用などさまざまな更生援護を受けることができる。

## J－5 生活福祉資金

### J-5-1 生活福祉資金貸付件数 J-5-2 生活福祉資金貸付額

資料元 茨城県社会福祉協議会資料

#### J－5－1 生活福祉資金貸付件数、J－5－2 生活福祉資金貸付額

貸付額は、新規に申し込みのあったものに対して、年度中に貸付け決定した貸付額である。貸付の種類は、更生資金、身体障害者更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、診療資金、災害援護資金の8種類があり、それぞれ貸付限度、償還期間などが定められている。

なお、「生活福祉資金貸付制度」は、低所得世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯及び高齢者世帯に対して、生業資金、住宅改修費、医療費等を低利で貸付けるとともに、必要な援護指導を行いその世帯の経済的

自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的としている。また、平成2年10月1日から従前の世帯更生資金貸付制度から生活福祉資金貸付制度に名称を改めた。平成13年度には離職者支援資金貸付制度要綱が、平成14年度には長期生活支援資金貸付制度要綱がそれぞれ制定されたため、当該年度以降の数値に関しては、両要綱に規定する資金についても計上している。

## J－6 国民年金

**J－6－1 国民年金被保険者数：#第1号被保険者, #第3号被保険者**

**J－6－2 国民年金受給権者数：#老齢給付分 J－6－3 国民年金受給年金額：#老齢給付分**

資料元 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」

### 《国民年金》

国民年金制度は、農林漁業従事者、自営業者など他の公的年金制度に加入していない人々を対象にして、老齢、障害、死亡など所得能力の喪失に対して本人や遺族の生活の安定を図るために一定の年金給付を行うため、昭和34年4月に発足した制度（以下「旧制度」という。）である。その後、他の公的年金制度加入者をも含め、基本的に満20歳以上満60歳未満の国民を対象とする新制度が昭和61年4月から施行された。

旧制度では、拠出制年金（一定の保険料を納付することを要件として年金を支給する）を基本とし、無拠出制（保険料を納付しなくても特定の人に年金を支給する）の福祉年金を経過的及び補完的に併用する仕組となっていたが、新制度では、基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、特別一時金）の概念を導入し、被用者年金制度を含めた公的年金制度の基礎的部分を一元化したものになっている。

#### J－6－1 国民年金被保険者数

被保険者は、満20歳から満60歳未満の日本国民を対象とし、次の種類に分類される。

- ①第1号被保険者……農林漁業従事者、自営業者、学生等
- ②第2号被保険者……厚生年金保険など被用者年金制度の加入者（民間サラリーマン、公務員等）
- ③第3号被保険者……第2号被保険者の被扶養配偶者
- ④任意加入被保険者……満60歳以上満70歳未満の者、満20歳以上満60歳未満の外国在住の日本人

なお、本書では、第1号被保険者数及び第3号被保険者数を掲載している。

#### J－6－2 国民年金受給権者数

国民年金受給権者数とは、国民年金法に基づく各種年金を受給する権利をもち、本人の請求により裁定された者をいう。この受給権者には、所得制度や他の公的年金との関係で支給停止されている者も含む。

なお、受給権者数のうち、老齢給付受給権者数を内数で掲載した。

また、市町村の合計値と県値が一致しないのは、県値に住所不明者分を加算しているためである。

#### J－6－3 国民年金受給年金額

国民年金受給年金額とは、国民年金受給権者数が有する年金総額のうち、支給停止額（支給停止されている者が、仮に支給停止されていない場合に支給される額）を除いた額をいう。

なお、受給年金額のうち、老齢給付分を内数で掲載した。

また、市町村の合計値と県値が一致しないのは、県値に住所不明者分を加算しているためである。

## J－7 医療福祉費支給制度

**J－7－1 医療福祉費支給制度対象者数**

資料元 茨城県厚生総務課「医療福祉費支給制度事業状況」及び同課資料

#### J－7－1 医療福祉費支給制度対象者数

医療福祉費支給制度の対象となる重度心身障害者、高齢重度心身障害者、乳幼児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び妊産婦の合計の数である。市町村独自の上乗せ分については含まれていない。

## J－8 国民健康保険

**J－8－1 国民健康保険被保険者数**

**J－8－2 国民健康保険医療費**

資料元 茨城県厚生総務課国民健康保険室「国民健康保険事業状況」及び同課資料

資料元について

●国民健康保険事業状況……各年度における国民健康保険事業状況報告書、国民健康保険診療施設事業状況報告書及び都道府県において作成した国民健康保険事業状況に基づいてまとめたものである。

なお、平成14年4月に地方自治法の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、市町村国保の会計年度所属区分が変更となったため、17年度については平成17年3月から平成18年2月までの1年間の数値となっている（12年度は12年4月から13年3月までの1年間の数値である）。

#### J－8－1 国民健康保険被保険者数, J－8－2 国民健康保険医療費

国民健康保険は健康保険に適用されない一般国民を対象とし、その傷病、出産、死亡などに関する必要な

保険給付を行うことを目的とする制度である。保険者は、市町村及び国民健康保険組合であって、他の医療保険加入者や生活保護受給世帯を除くすべての者が強制加入被保険者となる。本書では、このうち市町村分について掲載している。

## J－9 後期高齢者医療

### J-9-1 後期高齢者医療受給対象者数（年度間平均） J-9-2 後期高齢者医療費

資料元 茨城県後期高齢者医療広域連合「後期高齢者医療概況」及び茨城県厚生総務課資料

#### 《後期高齢者医療》

老人保健法（昭和57年法律第80号）により昭和58年2月1日から実施されていた老人保健制度が廃止され、「後期高齢者医療制度」として、平成20年4月1日から実施された。

後期高齢者医療の対象となるのは、満75歳以上（満65歳以上満75歳未満で一定の障害がある者で、市町村長が認めた者も含む）で、後期高齢者医療を受けようとする者がその市町村に居住を有する場合である。なお、生活保護を受けている場合や、在留資格が1年未満で日本の国籍を有しない場合等は、対象となるない。

#### J-9-1 後期高齢者平均被保険者数（年度間平均）

後期高齢者医療制度による被保険者の年度間平均をいう。

#### J-9-2 後期高齢者医療費

後期高齢者医療制度による医療給付額をいう。

## K 社会教育・文化・スポーツ

### K-1 社会教育文化施設

#### K-1-1 公民館数 K-1-2 公立図書館数 K-1-3 公立図書館蔵書数 K-1-4 公立図書館登録者数 K-1-5 公立図書館貸出冊数 K-1-6 文化財指定件数

資料元 茨城県教育庁生涯学習課資料 茨城県教育庁文化課資料 茨城県立図書館資料 茨城県図書館協会「茨城の図書館」

#### K-1-1 公民館数

社会教育法の規定に基づいて設置された「公民館」であり、市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行って、地域住民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした地域社会における社会教育の中心施設である。

公民館は、本館と分館に分けられ、本館は更に「中央館」と「地区館」に分けられる。「中央館」とは、「公民館の設置及び運営に関する基準第7条第1項」に規定する「連絡等にあたる公民館」をいい、「地区館」とは、中央館以外の公民館をいう。分館は、社会教育法第21条第3項の規定により条例又は教育委員会規則により設置された公民館で「中央館」又は「地区館」に所属し、市町村教育委員会が維持・管理・運営に当たっているものをいう。本書の公民館数はこれらすべての総数である。

#### K-1-2 公立図書館数

公立図書館とは、図書館法第2条第2項に規定する図書館のうち、地方公共団体が設置するものをいう。

また、分館もそれぞれ1館として計上している。

なお、「分館」とは、地方公共団体の設置する図書館にあっては、条例又は教育委員会規則により、本館に所属して設置されたもので、特定の施設設備がその用に供せられ、特定の職員が配置されて図書館奉仕活動が行われているものをいう。

#### K-1-3 公立図書館蔵書数

公立図書館蔵書とは、公立図書館で閲覧に供している図書冊数をいう。なお、委託された図書及び未整理分も含む。

#### K-1-4 公立図書館登録者数

公立図書館登録者数とは、公立図書館において、あらかじめ館外貸出を受けるために登録した者の延べ数をいう。

#### K-1-5 公立図書館貸出冊数

公立図書館貸出冊数とは、公立図書館における館外貸出図書延べ冊数をいう。なお、自動車文庫及び巡回文庫分を含む。

#### K-1-6 文化財指定件数

ここでいう文化財指定件数は、国指定、県指定、市町村指定の合計で年度末の数値である。ただし、県値には全県指定の件数を含んでいるため、市町村の合計値と一致しない。

## K－2 社会教育活動への参加

<b>K－2－1</b> 青少年学級受講者数	<b>K－2－2</b> 女性学級受講者数	<b>K－2－3</b> 成人一般学級受講者数
<b>K－2－4</b> 高齢者学級受講者数	<b>K－2－5</b> 老人クラブ数	<b>K－2－6</b> 老人クラブ加入者数
<b>K－2－7</b> テレビ受信契約件数	<b>K－2－8</b> 衛星放送受信契約件数	

資料元 茨城県教育庁生涯学習課資料 茨城県長寿福祉課資料 日本放送協会水戸放送局資料

**K－2－1～K－2－4** 学級・講座受講者数（青少年、女性、成人・一般、高齢者）

教育委員会及び公民館が青少年又は女性を対象に企画・実施した社会教育学級・講座数である。例えば、青少年を対象にするものには「青年学級」、「青少年教室」等が、また、女性を対象とするものには「女性学級」が、高齢者を対象とするものには「高齢者学級」「高齢者大学」等がある。

なお、「学級・講座」とは、『一定期間にわたって組織的・継続的に行われる集団的学習形態』をいい、開催回数や日数にかかわりなく、単一の事業として実施していれば1学級・講座として計上されている。参加者数は、各学級・講座参加申込者数であり終了者数ではない。

### **K－2－5** 老人クラブ数

老人クラブは、老人が老後の生活を健康で豊かなものにするため、教養の向上、健康の増進及びレクリエーション等の活動を行っている。活動は主に、地域のクラブごとに行われている。ここでいうクラブ数は、地域ごとに結成されているクラブ数の合計である。

### **K－2－6** 老人クラブ加入者数

老人クラブの加入は、おおむね60歳以上で、ここでは、クラブに加入している老人の数を計上している。

### **K－2－7** テレビ受信契約件数

テレビ受信契約件数には、普通契約とカラー契約とがあるが、ここでは両者の年度末現在の契約件数の合計をいう。

### **K－2－8** 衛星放送受信契約件数

衛星放送受信契約件数とは、放送受信契約のうち、衛星カラー契約、衛星普通契約及び特別契約を総称したものという。

なお、この契約件数は、日本放送協会（NHK）との契約のみである。

## K－3 公共スポーツ施設

<b>K－3－1</b> 運動広場数	<b>K－3－2</b> テニスコート数	<b>K－3－3</b> クロッkee・ゲートボールコート数
<b>K－3－4</b> 体育館数	<b>K－3－5</b> プール数	
<b>K－3－6</b> 公立小・中・高等学校体育施設開放校数：屋外運動場、屋内運動場、プール		

資料元 茨城県教育庁保健体育課資料

### 《公共スポーツ施設数》

市町村が設置し、直接管理・運営している施設、又は、法令等に基づいてその管理・運営を他の団体に委託しているスポーツ施設をいう。

### **K－3－1** 運動広場数

本書でいう「運動広場数」は、多目的広場、野球場、ソフトボール場、陸上競技場及び球技場を合計したものという。

### **K－3－6** 学校体育施設開放校数

学校体育施設開放とは、「学校教育活動以外の目的のために、学校体育施設を、自校の児童・生徒又は、広く地域住民一般の使用に供すること」をいうが、その使用目的を余暇活動としてのスポーツ、身体的レクリエーション活動（子どもの遊びを含む）に限定した数字がとられている。

開放の状況（昼間のみ、夜間のみ、昼夜間ともの別）及び開放の形態（定期的に開放）について7月1日現在でその年度に開放を実施している数値が計上されている。

なお、計数は各体育施設（屋外運動場、屋内運動場、プール）ごとに計上されているため、開放校数（合計）は延べ数である。

# L 安 全

## L-1 消防団

### L-1-1 消防団・分団数

資料元 茨城県消防安全課「消防防災年報」

#### L-1-1 消防団・分団数

消防団と分団数の合計数である。消防団は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に基づき市町村に設置されるもので、消防本部、消防署と並ぶ消防機関の一つであり、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務としている。

消防団の設置、名称及び区域は市町村の条例で、組織は規則で定めることになっており(同法第15条)、通常、消防団本部、分団、部、班となっている。なお、本県では、全市町村に1団ずつ設置されている。

## L-2 消防施設等

### L-2-1 消防水利数 L-2-2 消防団員数

資料元 茨城県消防安全課「消防防災年報」

#### L-2-1 消防水利数

消防水利とは、消防法(昭和23年法律第186号)第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいい、例示すれば次のとおりである。

消火栓、私設消火栓、防火水そう、プール、河川・溝等、濠・池等、海・湖、井戸、下水道

#### L-2-2 消防団員(実員)数

消防団員には非常勤と常勤の別があるが、本県の消防団員はすべて非常勤である。非常勤の消防団員は特別職の地方公務員で、地方公務員法の適用を受けず、給与・勤務条件については市町村の条例で定められる。日常は各自の職業に従事しながら、必要のつど招集されて消防活動に従事する者である。また、常勤の消防団員は、通常、消防団常備又は機関員常備に属し、一般職の地方公務員として地方公務員法の適用を受け、その勤務時間、給与等は消防職員とほぼ同様である。消防団員の階級は、消防庁の定める基準(消防団員の階級準則)に従って、市町村の規則で定められている。

## L-3 火災

### L-3-1 火災出火件数：#建物火災出火件数 L-3-2 火災り災世帯件数 L-3-3 火災死傷者数

### L-3-4 建物火災損害額 L-3-5 建物火災焼損面積(床面積)

資料元 茨城県消防安全課「消防防災年報」

#### L-3-1 火災出火件数、建物火災出火件数

火災は次の6種類に分類されるが、火災が2種類以上にわたる場合は、焼損額の大きなものの種別によっている。火災出火件数はこれらの合計である。

① 物火災 ②林野火災 ③車両火災 ④船舶火災 ⑤航空機火災 ⑥その他の火災(空地、田畠、電柱等)

なお、この場合の建物とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいう。

#### L-3-2 火災り災世帯数

被害の大小にかかわらず、焼損した建物(住宅又は併用住宅)に居住していた世帯の数をいう。すなわち、り災の程度については、収容物を含む建物の評価額に対する火災損害額によって全損、半損、小損に区分されるが、これらすべての、り災世帯の合計である。

#### L-3-3 火災死傷者数

ここでいう火災死傷者とは、すべての火災による死傷者のうち消防吏員及び消防団員の数を除いたものである。火災により負傷した後48時間以内に死亡した者は、火災による死者とされている。

なお、火災による死傷者の区分は次のとおりである。

①消防活動に關係ある者……電気、ガス、水道、通信、交通等の業務に従事する者で消防作業に關係がある者及び医師・看護師等で、救護に従事する者。

②応急消火義務者……傷病、廃疾等の理由によって消火作業を行うことができない者を除き、当該消防対象物の關係者並びに火災を発生させた者、火災の発生に直接關係があるもの及び火災が発生した消防対象物の居住者又は勤務者で火災の現場にいる者。

③消防協力者……火災の現場付近にある者で消防作業に協力した者。

#### L-3-4 建物火災損害額, L-3-5 建物焼損面積（床面積）

建物火災損害額とは、火災損害をり災地における時価により算定した額で、「人的損害額」は含まれない。

また、建物焼損面積（床面積）は、建物焼損の程度（全焼、半焼、部分焼、ぼや）の別にかかわらず、焼損した建物に係る面積をいう。

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、焼き損害、消火損害、人的損害（火災による死者及び負傷者）に区分される。「焼き損害」とは火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいい、「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、消火のために要した経費、焼跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害を除いたものである。

消防防災年報では、このうち建物火災に関する「焼き損害」のみを計上している。焼損面積についても同様である。損害額は、建物をはじめ主要な物の損害額の算出基準を具体的に示し、全国的に統一された損害額の算出が行われている。なお、焼損面積については、平成7年より床面積と表面積に区分されたが、本書では、床面積のみを扱っている。

### L-4 交通安全施設

#### L-4-1 信号機（制御機）数

資料元 茨城県警察本部交通規制課資料

#### L-4-1 信号機（制御機）数

道路に設置された交通信号機であり、定期式、押ボタン式、地点感応式などがある。信号機数は灯器の数ではなく、制御機の基数で計上されている。

### L-5 交通事故等

#### L-5-1 交通事故発生件数 L-5-2 交通事故死傷者数：#死亡者数, #負傷者数

資料元 茨城県警察本部交通企画課「交通白書」

#### L-5-1 交通事故発生件数

交通事故とは、道路交通法に規定されている道路すなわち、一般交通の用に供する道において、車両（自転車などの軽車両も含む）、路面電車、列車の交通によって起こされた死亡又は負傷を伴う事故をいう。したがって、踏切事故は計上されるが、その他の列車事故は含まれない。

物的損害のみの事故は発生件数に含まれない。また、多重事故は一件として計上されている。

なお、市町村の合計値が県値と一致しないのは、市町村不明者分等（高速道路での事故）を加算しているからである。（L-5-2 交通事故死傷者数も同様である）

#### L-5-2 交通事故死傷者数

交通事故による死傷者の総数であり、事故の発生地別にとらえた計数である。なお、死傷者は次により区分されている。

※死者……交通事故の発生後24時間以内に死亡した者をいう。

※負傷者……交通事故によって重傷又は軽傷を負った者をいう。なお「重傷」とは、30日以上（医師の診断）の治療を要する者をいい、「軽傷」とは、30日未満（医師の診断）の治療を要する者をいう。

### L-6 防犯

#### L-6-1 警察署・交番・駐在所数：#警察署数, #交番・派出所数

資料元 茨城県警察本部警務課資料

#### L-6-1 警察署・交番・駐在所数

茨城県警察本部が把握している毎年度末の計数を取りまとめたものである。警察署は、警察本部の下部機関として、警察の業務処理をするために置かれる機関であり、交番・駐在所は、警察署の下部機関として置かれる警察組織で、その制度は警察法によっている。

### L-7 犯罪

#### L-7-1 刑法犯認知件数：#凶悪犯, #粗暴犯, #窃盗犯, #知能犯, #風俗犯

資料元 茨城県警察本部刑事総務課「茨城の犯罪」

#### L-7-1 刑法犯認知件数

刑法犯とは、刑法、爆発物取締罰則、決闘罪ニ関スル件、暴力行為等处罚ニ関スル法律、盜犯等ノ防止及处分ニ関スル法律、航空機の強取等の处罚に関する法律、火炎びんの使用等の处罚に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律及び人質による強要行為等の处罚に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止に関する特別措置法及びサリン等による人身被害の防止に関する法律に規定する罪をいう。

ただし、ここでいう刑法犯とは、刑法犯総数から交通関係の業務上等（重）過失致死傷罪を除いた刑法犯であり、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した下記の分類で計上した。

- ①凶悪犯……殺人、強盗、放火、強姦
- ②粗暴犯……凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
- ③盜犯……窃盗
- ④知能犯……詐欺、横領、偽造、流職、背任
- ⑤風俗犯……賭博、わいせつ

認知件数とは、犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の端緒によりその発生を警察において認知した件数である。なお、この件数は、原則として被疑者の行為数によって計上されるが、数件1名又は数件数名の場合で一定の条件に該当するときは、包括1件とする等の特殊な計上方法がとられている。

なお、市町村の合計値が県値と一致しないのは、発生地不明分を加算しているためである。

## L－8 不慮の事故

### L-8-1 不慮の事故による死者数

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」

#### L-8-1 不慮の事故による死者数

「不慮の事故」とは、「交通事故」、「転倒・転落」、「不慮の溺死及び溺水」、「不慮の窒息」、「煙・火及び火災への曝露」、「有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露」、「その他の不慮の事故」により死亡した者の数の合計である。

なお「不慮の事故」の区分は、G-1「主要死因別死者数」に記載されている死因分類の1つ（20100）である。